

議案第 23 号

日出町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

日出町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

日出町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成 24 年日出町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「。以下「法」という。」及び「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。以下同じ。)」を削り、同号イ中「法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号ウ中「配偶者」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。以下同じ。)」を加え、「。以下「令」という。」を削り、同号エ中「令」を「児童扶養手当法施行令」に改める。

第 3 条第 2 項中「ひとり親家庭の児童又は」を「就学等の理由により本町に住所を有しないひとり親家庭の児童若しくは」に、「が、就学等の理由により本町に住所を有しないときも助成対象者とする。また、」を「又は」に、「住む」を「居住する」に、「及び児童が、」を「及びひとり親家庭の児童であって」に、

「及びストーカー行為」を「若しくはストーカー行為」に、「であっても」を「である場合は、」に改める。

第4条第1項第2号から第6号まで及び第2項中「令」を「児童扶養手当法施行令」に改める。

第7条第2項第2号中「処方せん」を「処方箋」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

用字、用語の整備を行いたいので提出する。